

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第97期第2四半期) 自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

エーザイ株式会社

(E00939)

目 次

第97期 第2四半期報告書

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	7
第3 【設備の状況】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
(1) 【株式の総数等】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	23
(3) 【ライツプランの内容】	34
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	34
(5) 【大株主の状況】	35
(6) 【議決権の状況】	36
2 【株価の推移】	36
3 【役員の状況】	37
第5 【経理の状況】	38
1 【四半期連結財務諸表】	39
(1) 【四半期連結貸借対照表】	39
(2) 【四半期連結損益計算書】	41
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	43
2 【その他】	53
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	54

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月10日
【四半期会計期間】	第97期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第97期 第2四半期 連結累計期間	第97期 第2四半期 連結会計期間	第96期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	398,828	203,008	734,286
営業利益 (百万円)	46,544	22,483	17,749
経常利益 (百万円)	43,610	19,747	18,850
四半期(当期)純利益(△損失) (百万円)	28,712	12,076	△17,012
純資産額 (百万円)	—	464,871	453,791
総資産額 (百万円)	—	1,156,499	1,123,939
1株当たり純資産額 (円)	—	1,614.51	1,575.49
1株当たり四半期(当期)純利益(△損失) (円)	100.78	42.39	△59.80
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	100.74	42.37	—
自己資本比率 (%)	—	39.8	39.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	69,336	—	73,242
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△17,009	—	△476,447
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△25,542	—	375,365
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	—	142,088	119,950
従業員数 (名)	—	11,035	10,686

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 第96期の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」は、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間においてMG I ファーマ・インクの事業は米国連結子会社に承継されました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	11,035
---------	--------

(注) 従業員数には就業人員数(当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含む)を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	4,352
---------	-------

(注) 従業員数には就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)を記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

① 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
	金額(百万円)
医薬品分野	202,045
その他の分野	2,757
合計	204,802

(注) 1 金額は販売見込価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 商品仕入実績

当第2四半期連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
	金額(百万円)
医薬品分野	7,331
その他の分野	2,101
合計	9,432

(注) 1 金額は仕入価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結グループは販売計画に基づいて見込生産を行っており、受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
	金額(百万円)
医薬品分野	197,827
その他の分野	5,181
合計	203,008

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
(米国) マッケソン社	35,965	17.7
(米国) カーディナルヘルス社	25,689	12.7
(米国) アメリソースバーゲン社	25,117	12.4

3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次のとおりであります。

(1) 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	シンバイオ製薬㈱	平成20年 8月18日	塩酸ベンダムスチンの 日本における共同開発 及び販売に係る独占的 ライセンス契約	契約締結より上市 後10年間	契約一時金他

(2) 貸借契約

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	㈱みずほコーポレート銀行 その他金融機関	平成20年 8月25日	金銭消費貸借契約	平成26年8月29日まで
	㈱みずほコーポレート銀行 ㈱三菱東京UFJ銀行 ㈱常陽銀行 中央三井信託銀行㈱ 三菱UFJ信託銀行㈱ ㈱東京都民銀行	平成20年 8月25日	金銭消費貸借契約	平成30年8月29日まで

(注) 平成20年8月29日、㈱みずほコーポレート銀行、㈱三菱東京UFJ銀行、JPモルガン・チェース銀行東京支店とのタームローン契約は全額返済により終結いたしました。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表規則に基づき四半期連結財務諸表を作成しており、前第2四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表については独立監査人の四半期レビューを受けていないため、当文章中の前年同四半期連結会計期間および前年同四半期連結累計期間と比較した指標、金額は「参考値」として記載しております。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の連結業績は、売上高2,030億8百万円(前年同四半期連結会計期間比8.7%増)、営業利益224億83百万円(同27.2%減)、経常利益197億47百万円(同36.7%減)、第2四半期純利益120億76百万円(同39.7%減)となりました。

売上高については、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」が796億39百万円(前年同四半期連結会計期間比8.3%増)で、うち日本が188億11百万円(同24.5%増)、米国が498億50百万円(同3.8%増、現地通貨では14.1%増)となりましたが、プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)は417億10百万円(同11.9%減)で、うち日本は106億38百万円(同14.1%増)、米国が269億70百万円(同22.0%減、現地通貨では14.5%減)となりました。また、前連結会計年度に買収したMG Iファーマ社の主力2製品である制吐剤「Aloxi」の売上高は94億66百万円、DNAメチル化阻害剤「Dacogen」の売上高は43億5百万円となりました。

研究開発活動への積極的資源投入および前連結会計年度のMG Iファーマ社買収に伴うのれん償却額の計上等の結果、営業利益、経常利益、四半期純利益ともに減益となりました。

これにより、1株当たり四半期純利益は42円39銭(前年同四半期連結会計期間より28円4銭減)となりました。

当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高3,988億28百万円(前年同四半期連結累計期間比9.9%増)、営業利益465億44百万円(同18.4%減)、経常利益436億10百万円(同26.8%減)、四半期純利益287億12百万円(同27.0%減)となりました。1株当たり四半期純利益は100円78銭(前年同四半期連結累計期間より37円72銭減)となりました。

[実業ベース]

企業活動の実態を見るため、「GAAPベース」(現行の会計基準ベース)から前連結会計年度のMG Iファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」での当第2四半期連結会計期間の営業利益は297億89百万円(前年同四半期連結会計期間比3.5%減)、経常利益は270億52百万円(同13.3%減)、四半期純利益は176億38百万円(同11.9%減)となり、1株当たり四半期純利益は、61円91銭(前年同四半期連結会計期間より8円52銭減)となりました。

当第2四半期連結累計期間の「実業ベース」での営業利益は619億16百万円(前年同四半期連結累計期間比8.5%増)、経常利益は589億82百万円(同1.0%減)、四半期純利益は402億62百万円(同2.3%増)となり、1株当たり四半期純利益は141円32銭(前年同四半期連結累計期間より2円82銭増)となりました。

[キャッシュ創出力]

当社はキャッシュ・インカムを成長投資、事業開発、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、「キャッシュ創出力」を表わすものと考えております。よって、企業の成長性・戦略を検証する尺度として記載しております。

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・インカムは270億67百万円(前年同四半期連結会計期間比3.6%減)となりました。

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・インカムは582億95百万円(前年同四半期連結累計期間比5.3%増)となりました。

*キャッシュ・インカムの算式

四半期純損益+有形・無形固定資産減価償却費+インプロセス研究開発費+のれん償却額+減損損失

[セグメントの状況]

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものです)

①事業の種類別セグメント

<医薬品分野>

当第2四半期連結会計期間の医薬品分野の売上高は「アリセプト」の伸長と前年度に買収したMG I ファーマ社の主力2製品が貢献し、1,978億27百万円(前年同四半期連結会計期間比9.5%増)となりましたが、営業利益は、研究開発活動への積極的資源投入およびMG I ファーマ社買収に伴うのれん償却額の計上等により、229億76百万円(同26.6%減)となりました。

当第2四半期連結累計期間の医薬品分野の売上高は3,884億50百万円(前年同四半期連結累計期間比10.5%増)となりましたが、営業利益は479億20百万円(同17.7%減)となりました。

<その他の分野>

当第2四半期連結会計期間の食品添加物、化学品、製薬用機械等の売上高は51億81百万円(前年同四半期連結会計期間比16.3%減)、営業利益は6億40百万円(同1.8%減)となりました。

当第2四半期連結累計期間の食品添加物、化学品、製薬用機械等の売上高は103億78百万円(前年同四半期連結累計期間比8.7%減)、営業利益は8億46百万円(同14.4%減)となりました。

②所在地別セグメント

<日本>

当第2四半期連結会計期間の売上高は818億13百万円(前年同四半期連結会計期間比3.4%増)、営業利益は研究開発活動への積極的資源投入により169億19百万円(同26.0%減)となりました。医療用医薬品では、「アリセプト」の売上高は188億11百万円(同24.5%増)、「パリエット」の売上高は106億38百万円(同14.1%増)とそれぞれ伸長いたしました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は1,662億86百万円(前年同四半期連結累計期間比5.6%増)、営業利益は391億10百万円(同14.7%減)となりました。

<北米>

当第2四半期連結会計期間の売上高は978億46百万円(前年同四半期連結会計期間比12.0%増)、営業利益は34億55百万円(同38.4%減)となりました。前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」での営業利益は107億61百万円(同91.9%増)であります。

「アリセプト」の売上高は498億50百万円(同3.8%増、現地通貨では14.1%増)、「アシフェックス」の売上高は269億70百万円(同22.0%減、現地通貨では14.5%減)となりました。なお、制吐剤「Aloxi」の売上高は94億66百万円、DNAメチル化阻害剤「Dacogen」の売上高は43億5百万円となりました。術後の悪心・嘔吐予防を効能・効果とする「Aloxi 注射剤0.075mg」の販促活動を平成20年7月に開始いたしました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は1,873億81百万円(前年同四半期連結累計期間比14.1%増)、営業利益は36億67百万円(同62.3%減)となりました。「実業ベース」での営業利益は190億39百万円(同95.9%増)であります。

<欧 州>

当第2四半期連結会計期間の売上高は151億36百万円(前年同四半期連結会計期間比14.7%増)、営業利益は12億83百万円(同356.4%増)となりました。「アリセプト」の売上高は86億98百万円(同6.8%増)、「パリエット」の売上高は26億24百万円(同24.1%増)となりました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は290億70百万円(前年同四半期連結累計期間比6.6%増)、営業利益は21億60百万円(同143.2%増)となりました。

<中 国>

当第2四半期連結会計期間の売上高は32億65百万円(前年同四半期連結会計期間比32.5%増)、営業利益は6億97百万円(同21.1%増)となりました。「アリセプト」の売上高は3億15百万円(同9.5%減)、「パリエット」の売上高は1億98百万円(同24.2%増)となりました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は60億29百万円(前年同四半期連結累計期間比27.6%増)、営業利益は13億37百万円(同20.2%増)となりました。

<アジア他>(中国を除く)

当第2四半期連結会計期間の売上高は49億46百万円(前年同四半期連結会計期間比7.5%増)、営業利益は10億77百万円(同22.9%増)となりました。「アリセプト」の売上高は19億63百万円(同3.6%増)、「パリエット」の売上高は12億78百万円(同8.3%増)となりました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は100億60百万円(前年同四半期連結累計期間比9.0%増)、営業利益は24億18百万円(同20.8%増)となりました。

<海 外 計>

当第2四半期連結会計期間の日本を除く海外所在地別売上高の合計は、1,211億95百万円(前年同四半期連結会計期間比12.6%増)となり、連結売上高に占める割合は59.7%(前年同四半期連結会計期間より2.1ポイント増)となりました。

当第2四半期連結累計期間の日本を除く海外所在地別売上高の合計は、2,325億41百万円(前年同四半期連結累計期間比13.2%増)となり、連結売上高に占める割合は58.3%(前年同四半期連結累計期間より1.7ポイント増)となりました。

[資産等の状況]

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、1兆1,564億99百万円(前連結会計年度末より325億60百万円増)となりました。主な増加は、有価証券、有形固定資産、繰延税金資産などであり、投資有価証券などは減少いたしました。

負債合計は6,916億28百万円(前連結会計年度末より214億80百万円増)となりました。主な増加は、未払債務、未払法人税等などであり、

純資産合計は4,648億71百万円(前連結会計年度末より110億79百万円増)となり、自己資本比率は39.8%(同0.2ポイント減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、507億72百万円(前年同四半期連結会計期間より168億63百万円増)となりました。税金等調整前四半期純利益は184億30百万円、減価償却費は126億31百万円、売上債権の増加額は90億41百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、92億73百万円の支出(前年同四半期連結会計期間より26億5百万円増)となりました。そのうち、有形固定資産の取得に83億56百万円を支出いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、55億38百万円の支出(前年同四半期連結会計期間より54億63百万円増)となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,420億88百万円(第1四半期連結会計期間末より291億11百万円増)となりました。

当第2四半期連結累計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、693億36百万円(前年同四半期連結累計期間より276億6百万円増)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、170億9百万円の支出(同356億15百万円減)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、255億42百万円の支出(同67億66百万円増)となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,420億88百万円(前連結会計年度末より221億38百万円増)となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社の株式会社の支配に関する基本方針は、次のとおりであります。

<基本方針の内容等>

当社における「株式会社の支配に関する基本方針の内容」、「基本方針の実現に資する特別な取組み」および「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」は、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」に記載しております。また、「当社の取組みが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないことおよび当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについての当社の取締役会の判断およびその判断の理由」についても本対応方針に記載しております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で維持・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成20年度は、6月20日に開催された第96回定時株主総会終了後に、新任3名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長：岸本義之)で、本対応方針について、「証券取引法」から「金融商品取引法」への移行に伴う表記の変更をするが、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案することで全委員が賛成し、決議いたしました。社外取締役独立委員会は、本対応方針が以下の仕組みを有しており、取締役会の決議での継続を妥当と判断いたしました。

- ① 経営陣の恣意性が排除されている。
- ② 同方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。
- ③ 取締役選任議案をもって、同方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成20年7月31日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針] (平成18年2月28日公表、平成20年7月31日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならないと、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された第V期中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくありません。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されないことがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等(1)について、保有者(2)の株券等保有割合(3)が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等(4)について、公開買付け(5)に係る株券等(6)の株券等所有割合(7)及びその特別関係者(8)の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
 - (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - (3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - (6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の執行役に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び執行役からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、当社執行役による代替案の検討、買付者等と当社執行役の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、社外取締役独立委員会検討期間中、社外取締役独立委員会は、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

社外取締役独立委員会は、当該発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等を行うことはありません。

社外取締役独立委員会は、当該不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案作成等に必要な範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします)。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間、その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉及び代替案の作成等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

取締役会は、本新株予約権の発行の決議を行った場合、直ちに当該決議をした事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等を行うことはありません。

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1. の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3. の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4. の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5. の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、第V期中期戦略計画(2006年4月から2012年3月までを対象)の期間を包含すべく、2012年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

- (1) ①割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。))で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、
- ②その共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)(上記(i)に定めるとき)、
- ③その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、
- ④上記①ないし③記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、

⑤実質的に、上記の①ないし④記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記①ないし⑤を総称して「特定大量保有者等」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。)

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6. 7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様へ損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

3) 発行に伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることになります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

以 上

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び執行役が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対する代替案の決定
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同所有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(4) 研究開発活動

[開発品の状況]

抗がん剤「E7389」(微小管伸長阻害剤)は、乳がんを対象としたフェーズⅢ試験を欧米で実施しており、日本でもフェーズⅡ試験が進行中であり、また、非小細胞肺癌(米国)、前立腺がん(欧米)、肉腫(欧州)を対象としたフェーズⅡ試験を進めております。

AMPA受容体拮抗剤「E2007」は、神経因性疼痛、てんかんの2つの適応における開発に集中展開しております。欧米において、てんかんを対象としたフェーズⅢ試験が進行中であり、また、神経因性疼痛を対象としたフェーズⅡ試験を進めております。

エンドトキシン拮抗剤「E5564」は、日本、米国、欧州での同時申請をめざして、重症敗血症を対象としたフェーズⅢ試験が進行中であり、本試験は、国際共同治験として取り組んでおります。

平成20年8月、制吐剤「Aloxi」の新剤形である経口剤(カプセル剤)は、米国でがん化学療法に伴う急性悪心・嘔吐予防の効能・効果で剤形追加承認を取得いたしました。

平成20年10月、皮膚T細胞リンパ腫(CTCL)治療剤「Ontak」静注剤は、悪性細胞がインターロイキン2(IL-2)受容体の構成要素CD25を発現している(CD25+)持続性もしくは再発性のCTCLの治療を効能・効果とした生物製剤追加承認申請(sBLA)について、FDA(米国食品医薬品局)による優先審査の結果、承認されました。これにより、すでに取得していた迅速承認から完全承認に切り替わりました。一方、悪性細胞がIL-2受容体の構成要素CD25を発現していない(CD25-)CTCLに関するsBLAも提出しておりましたが、本件についてはFDAよりComplete Response Letterを受領し、承認に至りませんでした。今後、適切な対応についてFDAと協議を進めてまいります。

てんかん治療剤「ゾネグラン」は、効能・効果拡大に関する開発計画について、現在欧州においてフェーズⅢ試験が進行中である、てんかん単剤療法、てんかん小児適応の効能・効果拡大に向けた開発に集中することとし、全般的なてんかん(併用療法)を対象とした開発は中止することを決定いたしました。

抗がん剤「E7080」(VEGFチロシンキナーゼ阻害剤)は、米国で甲状腺がんを対象としたフェーズⅡ試験を開始いたしました。

平成20年9月、消化管運動機能改善剤「ガスモチン」は、タイで機能的胃腸症の効能・効果で製造販売承認を取得いたしました。

アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」は、米国で小児におけるダウン症候群に伴う認知機能障害を対象としたフェーズⅢ試験を開始いたしました。

平成20年7月、鎮静剤「fospropofol disodium」について、FDAより本剤の承認申請に関し、非承認可能性通知を受領いたしました。本通知において、FDAは適切な研修を受けた専門医による本剤使用の承認にいたる今後の方向性もあわせて示しております。

当第2四半期連結会計期間における研究開発費総額は、423億3百万円(前年同四半期連結会計期間比26.9%増)、売上高比率20.8%(前年同四半期連結会計期間より3.0ポイント増)であり、そのほとんどが医薬品分野で発生しております。

当第2四半期連結累計期間における研究開発費総額は、780億49百万円(前年同四半期連結累計期間比22.2%増)、売上高比率19.6%(前年同四半期連結累計期間より2.0ポイント増)となりました。

(5) 経営成績の分析(本項に記載した金額は、四捨五入で表示しております)

①売上高、売上原価および売上総利益(返品調整引当金繰入額および返品調整引当金戻入額を含む)

当第2四半期連結会計期間の売上高は2,030億円であり、前年同四半期連結会計期間より162億円、8.7%増加いたしました。「アリセプト」および「パリエット／アシフェックス」の合計売上高は連結売上高の59.8%を占めており、このうち米国の構成比は全体の63.3%であります。また、前連結会計年度に買収したMG I ファーマ社の主力2製品「Aloxi」および「Dacogen」がそれぞれ95億円、43億円と売上増に貢献しております。当連結会計年度はグローバルで進展する医療費抑制策や競争の激化に加え、円高など厳しい環境にあります。世界各國での「アリセプト」のさらなる伸長と、買収したMG I ファーマ社製品の寄与等により増収を見込んでおります。

当第2四半期連結会計期間の売上原価は399億円であり、前年同四半期連結会計期間より128億円の増加、売上原価率で5.1ポイント上昇いたしました。上昇の主な要因は、前連結会計年度に買収したMG I ファーマ社の影響等によるものであります。その結果、当第2四半期連結会計期間の売上総利益は1,631億円となり、前年同四半期連結会計期間より34億円、2.2%増加いたしました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は3,988億円であり、前年同四半期連結累計期間より360億円、9.9%増加いたしました。売上原価は792億円であり、前年同四半期連結累計期間より246億円の増加、売上原価率で4.8ポイント上昇いたしました。その結果、当第2四半期連結累計期間の売上総利益は3,196億円となり、前年同四半期連結累計期間より114億円、3.7%増加いたしました。

②販売費及び一般管理費

当第2四半期連結会計期間の販売費及び一般管理費(研究開発費除く)は984億円であり、前年同四半期連結会計期間より29億円、3.0%増加いたしました。その主な要因は、買収に伴うのれん償却額の計上および業容拡大に伴う人件費等の増加によるものであります。当第2四半期連結会計期間の研究開発費は423億円であり、前年同四半期連結会計期間より90億円、26.9%増加いたしました。その主な要因は、主要開発品の臨床研究活動への積極的な資源投入によるものであります。

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費(研究開発費除く)は1,950億円であり、前年同四半期連結累計期間より77億円、4.1%増加いたしました。研究開発費は780億円であり、前年同四半期連結累計期間より142億円、22.2%増加いたしました。

③営業利益

研究開発費の増加およびのれん償却額の計上等により、当第2四半期連結会計期間の営業利益は225億円となり、前年同四半期連結会計期間より84億円、27.2%減少いたしました。

なお、前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」では298億円(前年同四半期連結会計期間比3.5%減)となりました。

当第2四半期連結累計期間の営業利益は465億円となり、前年同四半期連結累計期間より105億円、18.4%減少いたしました。「実業ベース」では619億円(前年同四半期連結累計期間比8.5%増)となりました。

④営業外損益および特別損益

当第2四半期連結会計期間の営業外損益は27億円の損失であり、前年同四半期連結会計期間より損失が31億円増加いたしました。その主な要因は、社債および借入金の増加に伴う支払利息の増加等であります。また、特別損益は投資有価証券評価損等により13億円の損失となりました。

当第2四半期連結累計期間の営業外損益は29億円の損失であり、前年同四半期連結累計期間より損失が54億円増加いたしました。特別損益は3百万円の損失となりました。

⑤四半期純利益

当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は121億円であり、前年同四半期連結会計期間より79億円、39.7%減少いたしました。なお、「実業ベース」では176億円であり、前年同四半期連結会計期間より24億円、11.9%減少いたしました。

その結果、当第2四半期連結会計期間における1株当たり四半期純利益(E P S)は42円39銭、前年同四半期連結会計期間より28円4銭減となりました。「実業ベース」では61円91銭、前年同四半期連結会計期間より8円52銭減となりました。

当第2四半期連結累計期間の四半期純利益は287億円であり、前年同四半期連結累計期間より106億円、27.0%減少いたしました。「実業ベース」では403億円(前年同四半期連結累計期間比2.3%増)となりました。1株当たり四半期純利益(E P S)は100円78銭、前年同四半期連結累計期間より37円72銭減となりました。「実業ベース」では141円32銭、前年同四半期連結累計期間より2円82銭増となりました。

(6) 資金の流動性および資本の財源についての分析(本項に記載した金額は、四捨五入で表示しております)

①資金の流動性

当第2四半期連結会計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、508億円(前年同四半期連結会計期間より169億円増)となりました。税金等調整前四半期純利益は184億円、減価償却費は126億円、売上債権の増加額は90億円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、93億円の支出(前年同四半期連結会計期間より26億円増)となりました。そのうち、有形固定資産の取得に84億円を支出いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、55億円の支出(前年同四半期連結会計期間より55億円増)となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,421億円(第1四半期連結会計期間末より291億円増)となりました。

当第2四半期連結累計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、693億円(前年同四半期連結累計期間より276億円増)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、170億円の支出(同356億円減)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、255億円の支出(同68億円増)となりました。

当社はキャッシュ・インカムを成長投資、事業開発、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、「キャッシュ創出力」を表すもの(企業の成長性・戦略を検証する尺度)であると考えております。

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・インカムは271億円(前年同四半期連結会計期間比3.6%減)となりました。

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・インカムは583億円(前年同四半期連結累計期間比5.3%増)となりました。

当社は積極的な事業活動の推進と有利子負債の返済に十分な資金を確保した上で、株主の皆様への安定的および継続的な配当を実施していく方針であります。

②資本の財源

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、資産合計の12.3%を占める1,421億円であります。当連結グループは、主に手許の現金及び現金同等物と営業活動から得た資金により、設備投資および研究開発活動を行っております。当第2四半期連結会計期間末の短期借入金は30億円(前連結会計期間末より3,598億円減)、社債は1,207億円(同1,198億円増)、長期借入金は2,825億円(同2,325億円増)となりました。

前連結会計年度にMG Iファーマ社の買収資金として短期借入を行いました。買収のための短期借入金はすべて社債と長期借入金にシフトいたしました。

社債は、平成20年6月に国内において総額1,200億円の無担保普通社債を発行し、長期借入金は、平成20年4月に当社の米国連結子会社であるエーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカにおいて7億米ドル、平成20年7月と8月に当社において1,600億円を銀行、生命保険会社等から調達いたしました。当第2四半期連結会計期間末における長期借入金等は、利率が1.23%~3.92%、比率が約82%は円建て、約18%は米ドル建てとなっております。当第2四半期連結会計期間末現在における自己資本比率は39.8%となりました。

当社の財務戦略は、現水準以上の高い信用格付けを維持するとともに、安定した財務の健全性および柔軟性を確保することを基本としております。

なお、現在の長期借入債務の格付けは、ムーディーズによって「A」、格付投資情報センターによって「AA-」であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画しておりました重要な設備の新設、拡充等について重要な変更はありません。

②当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画しておりました重要な設備の新設、拡充等について完了したものは、次のとおりであります。

エーザイ・インクにおいて計画しておりました米国のノースカロライナ工場の製造設備の拡充については、予定どおり平成20年7月に完了いたしました。

③当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	296,566,949	296,566,949	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株引受権

当社は、新株引受権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19および当社旧定款第7条の規定に基づき、取締役および使用人に対して付与することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成12年6月29日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	53,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	3,090円(注2)
新株予約権の行使期間	平成12年9月1日～平成22年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,090円 資本組入額 1,545円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成13年6月28日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	62,400株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	2,668円(注2)
新株予約権の行使期間	平成13年9月3日～平成23年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,668円 資本組入額 1,334円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的となる株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものといたします。

- 2 株式の分割または併合が行われる場合、行使時の払込金額(以下、「発行価額」という)は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。また、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 新株予約権

(イ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,148個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	114,800株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,165円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,165円 資本組入額 1,583円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。

2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものいたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものいたします。

3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法(以下、「改正前商法」という。)に基づく転換社債の転換および改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものいたします。

5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものいたします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月24日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	631個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	63,100株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2,520円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日～平成25年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,520円 資本組入額 1,260円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成16年6月24日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,922個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	192,200株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,170円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成26年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,170円 資本組入額 1,585円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	2,344個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	234,400株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,820円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,820円 資本組入額 1,910円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。

- 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

- 3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

- 5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

(ロ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成18年6月23日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,580個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～平成28年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

取締役会の決議日(平成19年6月22日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,680個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	168,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～平成29年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

取締役会の決議日(平成20年 6 月 20 日)	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月 30 日)
新株予約権の数	1,800個(注 1、注 2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	180,000株(注 2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注 3)
新株予約権の行使期間	平成22年 6 月 21 日～平成30年 6 月 20 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 5)

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1 円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第 194 条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものといたします。
- 5 以下のi、ii、iii、ivおよびvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ハ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成18年6月23日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～平成28年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成19年6月22日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～平成29年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成20年6月20日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,080個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～平成30年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2 株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものいたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものいたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものいたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものいたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものいたします。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものいたします。
- 5 以下のi、ii、iii、ivおよびvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものいたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日 ～ 平成20年9月30日	—	296,566	—	44,985	—	55,222

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	15,344	5.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	15,165	5.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	14,747	4.97
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	12,398	4.18
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10,407	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	7,777	2.62
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ(株)内	5,847	1.97
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	5,098	1.72
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7-18-24 (東京都中央区晴海1-8-11)	5,015	1.69
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,680	1.58
計	—	96,482	32.53

- (注) 1 自己株式は11,656千株(3.93%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いております。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)ならびに(信託口4G)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
- 4 ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPから、平成20年8月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成20年7月31日現在で24,483千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数を確認することができないため、大株主の状況に含めておりません。
- 大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ウェリントン・マネジ メント・カンパニー・ LLP	75 State Street, Boston, Massachusetts 02109 U. S. A.	24,483	8.26

また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、同グループ4社の共同保有として平成20年10月20日付で提出された大量保有報告書により平成20年10月13日現在で14,889千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は5.02%)を保有している旨の報告を受けております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,656,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,371,900	2,843,719	—
単元未満株式	普通株式 538,249	—	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	296,566,949	—	—
総株主の議決権	—	2,843,719	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,300株(議決権13個)および5株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式46株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,656,800	—	11,656,800	3.93
計	—	11,656,800	—	11,656,800	3.93

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,730	3,960	3,840	3,920	4,380	4,370
最低(円)	3,280	3,570	3,620	3,570	3,790	3,840

(注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、取締役の異動はありません。

(2) 執行役の状況

① 新任執行役

該当事項はありません。

② 退任執行役

該当事項はありません。

③ 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役	コーポレート コミュニケーション 担当	執行役	コーポレート コミュニケーション 部長	藤吉 彰	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、第1四半期連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,969	68,593
受取手形及び売掛金	180,778	172,143
有価証券	83,820	56,287
商品及び製品	29,930	32,070
仕掛品	15,385	12,961
原材料及び貯蔵品	13,376	13,059
繰延税金資産	34,892	35,399
その他	21,328	25,361
貸倒引当金	△330	△308
流動資産合計	444,151	415,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	70,256	70,750
その他（純額）	87,296	76,332
有形固定資産合計	※1 157,553	※1 147,083
無形固定資産		
のれん	177,879	178,671
販売権	158,425	164,247
技術資産	61,745	61,346
その他	12,769	13,424
無形固定資産合計	410,820	417,690
投資その他の資産		
投資有価証券	75,142	89,544
繰延税金資産	58,362	43,650
その他	10,944	10,994
貸倒引当金	△474	△591
投資その他の資産合計	143,974	143,597
固定資産合計	712,348	708,370
資産合計	1,156,499	1,123,939

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,514	18,307
短期借入金	3,000	362,819
未払金	64,323	59,932
未払費用	62,124	56,738
未払法人税等	23,051	16,088
売上割戻引当金	29,667	23,324
その他の引当金	475	437
その他	7,702	5,542
流動負債合計	209,859	543,191
固定負債		
社債	120,679	830
長期借入金	282,499	50,000
繰延税金負債	42,320	40,249
退職給付引当金	23,129	24,104
役員退職慰労引当金	2,252	2,140
負ののれん	1,299	1,461
その他	9,589	8,170
固定負債合計	481,769	126,956
負債合計	691,628	670,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,954	56,966
利益剰余金	424,282	415,961
自己株式	△39,669	△39,694
株主資本合計	486,552	478,219
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,781	9,509
繰延ヘッジ損益	△17	—
為替換算調整勘定	△31,325	△38,868
評価・換算差額等合計	△26,561	△29,359
新株予約権	574	556
少数株主持分	4,304	4,374
純資産合計	464,871	453,791
負債純資産合計	1,156,499	1,123,939

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
売上高	398,828
売上原価	79,219
売上総利益	319,609
返品調整引当金繰入額	0
差引売上総利益	319,609
販売費及び一般管理費	*1 273,064
営業利益	46,544
営業外収益	
受取利息	1,802
受取配当金	566
負ののれん償却額	162
その他	191
営業外収益合計	2,722
営業外費用	
支払利息	3,445
社債発行費	348
為替差損	1,061
持分法による投資損失	53
その他	747
営業外費用合計	5,656
経常利益	43,610
特別利益	
固定資産売却益	10
投資有価証券売却益	432
子会社株式売却益	1,575
その他	1
特別利益合計	2,019
特別損失	
固定資産処分損	142
投資有価証券評価損	1,448
退職給付費用	377
その他	53
特別損失合計	2,022
税金等調整前四半期純利益	43,607
法人税、住民税及び事業税	24,553
法人税等調整額	△9,980
法人税等合計	14,572
少数株主利益	322
四半期純利益	28,712

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

売上高	203,008
売上原価	39,874
売上総利益	163,134
返品調整引当金戻入額	6
差引売上総利益	163,141
販売費及び一般管理費	※1 140,657
営業利益	22,483
営業外収益	
受取利息	1,002
受取配当金	20
負ののれん償却額	81
その他	89
営業外収益合計	1,193
営業外費用	
支払利息	1,930
為替差損	1,301
持分法による投資損失	45
その他	651
営業外費用合計	3,929
経常利益	19,747
特別利益	
固定資産売却益	5
その他	1
特別利益合計	7
特別損失	
固定資産処分損	83
投資有価証券評価損	837
退職給付費用	377
その他	25
特別損失合計	1,324
税金等調整前四半期純利益	18,430
法人税、住民税及び事業税	8,512
法人税等調整額	△2,281
法人税等合計	6,231
少数株主利益	122
四半期純利益	12,076

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	43,607
減価償却費	24,900
のれん償却額	4,845
その他の損益(△は益)	2,333
売上債権の増減額(△は増加)	△8,788
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,645
仕入債務の増減額(△は減少)	1,954
その他の流動負債の増減額(△は減少)	12,507
売上割戻引当金の増減額(△は減少)	5,692
その他	1,314
小計	86,721
利息及び配当金の受取額	2,282
利息の支払額	△2,640
法人税等の支払額	△17,025
営業活動によるキャッシュ・フロー	69,336
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△19,903
無形固定資産の取得による支出	△3,217
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,304
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	6,210
その他	1,205
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△359,539
長期借入れによる収入	233,812
社債の発行による収入	119,616
配当金の支払額	△18,518
その他	△912
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,542
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,646
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	22,138
現金及び現金同等物の期首残高	119,950
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 142,088

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 衛材機械科技発展(上海)有限公司については、第1四半期連結会計期間において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。また、(株)クリニカル・サプライについては、第1四半期連結会計期間末において当社の所有する全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 63社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更 たな卸資産 当社および国内連結子会社は、通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これに伴う、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、のれんの償却をはじめとする連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は4,953百万円減少し、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ4,867百万円減少しております。また、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。 なお、海外連結子会社ののれんについては、その発生原因により20年以内で均等償却しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を第1四半期連結会計期間から早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これに伴う、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更</p> <p>有形固定資産</p> <p>従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、主に次の3つの理由により当連結グループの会計処理の統一と期間損益の適正化をはかるために判断したものであります。①平成18年4月から開始した中期戦略計画により今後益々、有形固定資産に占める海外比率が高まる見通しであること、およびグローバルな事業展開の重要性が増すなかで国際財務報告基準や米国会計基準を勘案し、海外連結子会社と減価償却方法の整合性をはかること、②当連結グループの製品群からは長期的かつ安定的な収益の獲得が見込まれることから、定額償却の方が収益に対応した減価償却費の配分をより適正に反映できること、③当社および国内連結子会社の有形固定資産は、一般的に耐用年数内で安定的に稼動しており、設備等の営繕や維持も定期的、計画的に実施されるため、修繕維持費は今後も平準化の見込みであること。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は1,207百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ817百万円増加しております。</p> <p>また、残存価額についても、有形固定資産の減価償却方法の変更を契機に当連結グループの会計処理方法を海外連結子会社が適用している方法に統一し、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は1,012百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ668百万円減少しております。</p> <p>なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は195百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ148百万円増加しております。また、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>
<p>3. 追加情報</p>	<p>(1) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当第2四半期連結会計期間において、借入金の一部に対して金利スワップ契約を締結しております。金利スワップに関する当社のヘッジ会計の方法は、次のとおりであります。</p> <p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a) ヘッジ手段…金利スワップ</p> <p>b) ヘッジ対象…借入金</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>当社の借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(1) 棚卸資産の評価方法

当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出においては、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、209,893百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、203,189百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。
販売諸費 105,460 百万円
研究開発費 78,049 百万円
給与・賞与 34,087 百万円

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。
販売諸費 55,234 百万円
研究開発費 42,303 百万円
給与・賞与 17,307 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)
現金及び預金勘定 64,969 百万円
有価証券勘定 83,820 百万円
小計 148,790 百万円
預入期間が3カ月を超える 定期預金等 Δ 3,643 百万円
取得日から償還日までの期間が 3カ月を超える債券等 Δ 3,057 百万円
現金及び現金同等物 142,088 百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 296,566千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 11,656千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 当社(親会社) 574百万円

なお、当第2四半期連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来していない新株予約権は、次のとおりであります。

会社名 決議年月日	当社 平成19年6月22日	当社 平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 24名 当社使用人 32名	当社取締役 10名 当社執行役 26名 当社使用人 36名
ストック・オプション数(注)	普通株式 264,000株	普通株式 288,000株
付与日	平成19年7月9日	平成20年7月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	付与日(平成20年7月7日)以降、権利確定日(平成22年6月20日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	平成20年7月7日 ～平成22年6月20日
権利行使期間	平成21年7月9日 ～平成29年6月22日	平成22年6月21日 ～平成30年6月20日
当第2四半期連結会計期間末残高	261百万円	18百万円

(注) 株式数に換算して記載しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 18,518百万円
- ② 1株当たり配当額 65.00円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年5月26日
- ⑤ 配当の原資 利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

平成20年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 19,943百万円
- ② 1株当たり配当額 70.00円
- ③ 基準日 平成20年9月30日
- ④ 効力発生日 平成20年11月19日
- ⑤ 配当の原資 利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	197,827	5,181	203,008	—	203,008
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	70	5,751	5,822	(5,822)	—
計	197,898	10,932	208,831	(5,822)	203,008
営業利益	22,976	640	23,616	(1,133)	22,483

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	388,450	10,378	398,828	—	398,828
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	129	9,381	9,511	(9,511)	—
計	388,580	19,760	408,340	(9,511)	398,828
営業利益	47,920	846	48,766	(2,222)	46,544

(注) 1 当連結グループの事業区分は、医療用医薬品を中心とする「医薬品分野」とこれに属さない「その他の分野」であります。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
医薬品分野	医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等
その他の分野	食品添加物、化学品、製薬用機械、その他

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴い、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、医薬品分野において4,953百万円減少しております。

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、医薬品分野において749百万円、その他の分野において68百万円それぞれ増加しております。

また、残存価額について、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法へ変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、医薬品分野において648百万円、その他の分野において20百万円それぞれ減少しております。

なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、医薬品分野において101百万円、その他の分野において47百万円それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	81,813	97,846	15,136	3,265	4,946	203,008	—	203,008
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	26,277	16,032	7,538	5	115	49,969	(49,969)	—
計	108,091	113,878	22,675	3,270	5,061	252,978	(49,969)	203,008
営業利益	16,919	3,455	1,283	697	1,077	23,433	(950)	22,483

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	166,286	187,381	29,070	6,029	10,060	398,828	—	398,828
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	51,526	30,127	17,187	14	218	99,074	(99,074)	—
計	217,813	217,508	46,258	6,044	10,278	497,903	(99,074)	398,828
営業利益	39,110	3,667	2,160	1,337	2,418	48,694	(2,150)	46,544

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦および中国以外の区分に属する主な国または地域

① 北 米：米国、カナダ

② 欧 州：英国、フランス、ドイツ等

③ アジア他：中国を除くアジア諸国および中南米諸国等

3 日本におけるセグメント間の内部売上高は、主として親会社からの海外子会社に対する製品売上高等であります。また、北米、欧州、アジア他におけるセグメント間の内部売上高は、主として海外研究開発子会社の親会社への売上高であります。

4 所在地区分の変更

当連結グループは、従来、所在地の区分を、日本、北米、欧州、アジア他としておりましたが、中国の重要性が増したことにより、中国事業担当執行役を任命するなどグループ管理体制を変更いたしました。これに伴い、第1四半期連結会計期間より、アジア他に含めておりました中国を独立掲記いたしました。この結果、アジア他の売上高および営業利益が、中国の売上高および営業利益とそれぞれ同額減少しております。

5 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴い、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、北米において4,759百万円減少しております。欧州、アジア他においての影響は軽微であります。

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本において817百万円増加しております。

また、残存価額について、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法へ変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本において668百万円減少しております。

なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本において148百万円増加しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	中国	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	100,989	18,779	3,265	5,854	128,888
II 連結売上高(百万円)					203,008
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	49.7	9.3	1.6	2.9	63.5

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	中国	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	192,382	36,958	6,029	11,915	247,286
II 連結売上高(百万円)					398,828
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	48.2	9.3	1.5	3.0	62.0

(注) 1 地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 中国以外の区分に属する主な国または地域

① 北米：米国、カナダ

② 欧州：英国、フランス、ドイツ等

③ アジア他：中国を除くアジア諸国および中南米諸国等

3 海外売上高は当連結グループの本邦以外の国または地域における売上高であります。

4 所在区分の変更と同様の理由により、第1四半期連結会計期間より、アジア他に含めておりました中国を独立掲記いたしました。この結果、アジア他の海外売上高が、中国の海外売上高と同額減少しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額および科目名

売上原価	1百万円
販売費及び一般管理費	17百万円
合計	18百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名 決議年月日	当社 平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 26名 当社使用人 36名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 288,000株
付与日	平成20年7月7日
権利確定条件	付与日(平成20年7月7日)以降、権利確定日(平成22年6月20日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	平成20年7月7日～平成22年6月20日
権利行使期間	平成22年6月21日～平成30年6月20日
権利行使価格	3,760円
公正な評価単価(付与日)	530円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,614円51銭	1株当たり純資産額	1,575円49銭

2. 1株当たり四半期純利益等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	100円78銭	1株当たり四半期純利益	42円39銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	100円74銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	42円37銭

(注) 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	28,712	12,076
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	28,712	12,076
期中平均株式数(千株)	284,902	284,903
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
普通株式増加数(千株)	118	142
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数518千株)。 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数518千株)。 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

剰余金の配当について

平成20年10月31日開催の当社取締役会において、平成20年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第97期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)の中間配当を行う旨決議いたしました。

- 1 配当財産の種類および帳簿価額の総額
金銭による剰余金の配当 19,943百万円
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
当社普通株式1株当たり中間配当額 70.00円
- 3 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成20年11月19日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月10日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役専務 松居 秀明
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長である内藤晴夫および代表執行役専務兼最高財務責任者である松居秀明は、当社の平成20年7月1日から平成20年9月30日までの第97期第2四半期の四半期報告書の提出時点において、当該四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。